

令和2年度 第11回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和2年11月2日（月）
招集場所 元気館 健康指導室
2. 出席委員 土居教育長、高倉委員、森岡委員、服部委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名
森岡委員、服部委員

土居教育長：

日程第1

これより、第11回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:27～)

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、森岡委員さん、服部委員さんをお願いをいたします。

日程第3 議決事項

議案第50号令和2年度邑南町一般会計予算第8号（案）について

高瀬学校教育課長：

議案第50号令和2年度邑南町一般会計予算第8号（案）についてですが、学校教育課提出させてもらっておりますが、前回の教育委員会の方で説明させてもらっておりますのでこちらについては省略させていただきます。

土居教育長：

続いて、生涯学習課。

大橋生涯学習課長：

次のページをご覧くださいと思います。議案第50号の資料ということで、前回の教育委員会でも少しご報告をさせていただきましたけど、環境等整えていこうというところで新たに臨時議会の中で補正予算として上程をさせていただければと思います。内訳につきましては、成人式の参加者、PCRの検査費の助成金ということで、今年度103人の該当を確認をしておりますけど、例年80%の出席をいただいているということで8掛けをさせていただきました。予算では83名のPCRの検査費を計上させていただきました。検査費の単価につきましては、こ

れはいろいろ自治体によってまちまちではありますけど、この27,918円というのが、邑智病院で検査を行う場合ということで確認をさせていただきましたので、これを一つの単価として計上させていただきたいというふうに思います。合わせて2,318千円というところで補正を計上させていただきます。

土居教育長：

これにつきまして、前回の教育委員会でも一部ご意見をいただきました。その後こうした補正の予算を計上するというので、町長からのご意見も伺い、希望者のみにPCR検査を受けていただくということで、一応町の方の意見は集約をして、提案をさせていただこうということで今回お諮りをしたいというふうに思っております。

森岡委員：

これだけではないんですけど、ただ今後様々なパターンが出てくると思うんですけど、いろんなイベントとかですね、いろんな式典とか。そういう時にこれだけやって、他はということになってくると、例えば行政がやることの整合性、公平性の部分で、問題が出てくるんじゃないだろうか。議会がその話されるかわからんですけど、なんでこれだけするの、こんなケースはしないのって話になってくると、あるかないかわからんですけど、個人的な思いは、成人式だからということで、晴れの舞台だからということで、こういう町費をつかってPCR検査をするのはあらゆる町のイベントを、いろんな式典を含めて、本当整合性があるのかな、公平性があるのかなと疑問は感じます。これには賛成はするんですけど、一意見として付け加えさせていただきたいと思います。

高倉委員：

私も前回の時にちょっとお話をさせてもらったと思うんですが、いろんな行事を中止したりする中で、1月3日に実施をするということ、前提でのことだったんですけども、日にちもあとわずかですから、いたしかたないところもあるかもしれませんが、3万円を一人ずつに補助を出すということのいろんな一般の方が聞かれたときに、成人式だけそれだけ補助を出して実施するのかという、時期をずらすとかいろいろな方法をまだほかにもあった中で、3日に実施するというので、一応全出席者人数分の予算をたてて、出すというのはどうかなという気持ちでしたんですが。この度は希望者だけということで、私は全然大丈夫だよって人は受けるあれじゃないんでしょうけれど、この辺は対象の方にどういう案内の文章を出されるのかなというのは聞かせてもらえればと思います。

大橋生涯学習課長：

今、整合性であったり、3万円の意義というかご指摘をいただきました。私た

ちとしては、まず森岡委員さんも言われましたけど、一生に一度の一大イベントであるというところ、それを町が主宰をして招待をするという、そういった場面というのは、通常のイベントとは違うというふうに我々は認識をさせていただきました。その中で、気持ち良く安心して参加いただけるような環境作るにはどうすればいいだろうか、というところで、町長ともども協議をさせていただきました。その結果ですねこういうふうな環境をつくるべきだろうという結論に至っております。希望につきましては、もちろん人権侵害等々もですね、相当配慮した文章にしていけないとなかなか難しいと思っております。あくまで、安心してご参加いただけるような環境は作りますと、希望があればPCRを受けてくださいというような文面にしていく予定で考えています。

土居教育長：

他ご質問、ご意見ありませんでしょうか。

服部委員：

確かに人権配慮ももちろんすべきことだと思いますが、でも関東圏から来てくれる人にPCRを受けてもらいたいというのが本音のところじゃないかなと。自分は大丈夫だからといって、受けない人がいるというのは、どうなんだろう。こんだけの予算を使って、検査をするのに、受けない人が、無症状の人が受けないということがそのコロナの管理になるのかなと反対に思うのですが、いっそのこと全員受けてくださいと、言ったほうがいいような気もするんですが、どうなんでしょうか。

大橋生涯学習課長：

ありがとうございます。今のご指摘の内容につきましても、協議対象にはなりました。全員受けた方が、同じ条件でっていうようなところですね、一方受けるというのもまた、いろんな意味でとらまえてしまいがちっていうところで、実は安心してっていうようなところを強調させていただいたというところで、今回は希望というようなところで実施させていただいたところです。

土居教育長：

どちらかという、参加する人、うつしてはいけないなというところで、力点を置いたという。うつされたらやれませんかというのではなく、自分は参加するのに、うつしちゃいけない、人に迷惑かけてはいけないところで、配慮したという、経緯的にも電話を掛けて来られた方は、参加したいんだけど、自分が感染を拡げたらいけないというところの思いが強く出ていたので、どっちかいうとそこの方へポイントを当てたということで、うつされたくないという人は、多分参加されない。そこら辺が非常にこう悩ましいところではあるんですが、気持ちよく参

加できるような、環境にしようという思いですね。

服部委員：

実際にはどういう形で検査するんですか。当日帰ってきた人は受けられないですよ。

土居教育長：

受けられないです。今住んでいるところで希望して検査を受けてもらって、領収書を預かって、その後に振り込んでいくという。実際には3万円ぐらいは立て替えておかななくてはならぬので、学生さんなんかはちょっと大変かなあという気はします。25日までに邑南町へ帰ってきておられる方は、邑智病院で受けれますので、それぞれの所在地で受けといてもらうという、ご心配の方はということになるんじゃないかなと。

森岡委員：

他の自治体とか、それぞれこういうふうなことを公費使って、こういう式典なんかPCR検査をやっているところがあるんですか。

大橋生涯学習課長：

今つかんでいる情報では、無いというふうに思っています。

土居教育長：

県内ではない。日本全国的にはちょっと、データがない。

森岡委員：

これは全額出すんですね自己負担。

土居教育長：

はい。その上限を3万円までにするという考え方もないことはないんですが、今のところは予算の中で、全額負担を補助するということでいます。

服部委員：

来賓の案内はどうするんですかでしょうか。

大橋生涯学習課長：

後で出てまいります要綱等、また上程をさせていただきますけど、今回につきましては、成人者、該当者のみというような要綱で上程をさせていただきます。

土居教育長：

町長、副町長、議長、教育委員会は私が代表して、あとは関係課の課長さん。

大橋生涯学習課長：

予定にしておりますのは、名誉町民さん、県議会議員さん、それと邑南町の議長さん、副議長さん、それと教民の委員長さん、副委員長さん、それと社会教育委員の議長さん、公連協の会長さん以上8名で来賓として呼びいたします。あと主催者側では、執行部と教育委員会の両課長のみ、後は公民館の職員、要するに当日のスタッフになりますけど、生涯学習課・学校教育課の職員、公民館の職員、総務課から2名、総勢で37名の来賓になろうかと思えます。

服部委員：

わかりました。

土居教育長：

他、ご意見ご質問ございますでしょうか。議案第50号邑南町一般会計予算第8号（案）についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第50号についてはご承認いただきました。

続いて議案第51号 邑南町PCR検査費助成要綱の制定について

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

邑南町PCR検査費助成要綱というところで、事務手続き上のことをですね、明記しなければいけませんので、要綱として上程をさせていただきました。まず一条につきましては目的でございます。先程らい申し上げた通りでございます。第2条対象者につきましては当該年度の成人者、対象者、今年度につきましては103名になろうかと思えます。助成の額につきましては、第3条で医療機関でやっておられる実費の額と、回数については1回というふうにさせていただきます。助成の方法につきましては、先ほど教育長も申しましたけど、とりあえず当地含めて実費でお支払いをいただくと、その領収書をもって申請をしてもらうというところを考えております。続いて第7条につきましては、もちろんこの告示に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定めるところで

す。この要綱につきましては、実は本日予算ご承認いただいておりますけど、補正の関係でどうしても臨時議会をまたなければならないというようなところもございますので、この要綱につきましては公布日から施行するという事になっております。

土居教育長：

臨時議会終了後に発布をするというPCR検査費の助成要綱です。これについてご質問ございますでしょうか。

森岡委員：

助成の対象の中に当該年度実施のとなってるんで、今回のPCR検査は当該年度ってどういうふうに解釈する、今年一年という事ですか、それとも毎年ということか。

大橋生涯学習課長：

この社会情勢につきましては、予断が許さないというところで、期間は設けておりません。一年ごとの成人者の対象についてはというような意味でご理解をいただけたらというふうに思います。

土居教育長：

来年もこういう状況であれば同じようにお願いをしていくと、助成をするという考え方です。

議案第51号邑南町PCR検査費助成要綱の制定についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第52号財産の取得について

高瀬学校教育課長：

議案第52号を説明させてもらう前にですね、先ほど教育長さんの話にもありましたが、9月議会に提出しました議案の訂正についてですね、経緯等まとめておりますので、それを教育委員会の方へ提出させていただきたいと思っております。

高瀬学校教育課長：

それでは議案第52号の説明させてもらう前に今お配りしました、令和2年度9月

議会の定例会において、提出いたしました議案番号第106号になりますが、その中での財産の取得、（学習用端末の整備）の議案に対するこれまでの経緯について説明をさせていただきます。まずは経緯の方についてですが、8月26日のところで電子入札が行われまして、そちらにあります業者、有限会社山崎教具店さんが、税込みの額ですが、落札額21,214,600円で落札されておられます。同日付で仮契約を結んでおります。それからその後、9月2日の総務教民常任委員会のところで財産の取得について、議題として提出しております。その中では、金額の提示はしておりませず、仕様書の説明の方をさしてもらっているところがございます。この間、起案作成につきましては、総務課の方で議案作成をしておりますので、この8月26日を落札後、総務課の方で提出する議案の方作成しておりますので、その時金額の方が提示されておりました。これについて該当する各課のところで、議案については確認をとということになっておりましたので、メッセージのほうで配信されておりました。その後9月の7日のところで、9月議会の方に議案として提出されましたが、このところで金額の相違がございました。そこに書いてありますが、取得金額が26,214,600円、500万の金額の相違で提出がされておりました。その後9月17日のところで議案の方が可決しまして、可決後落札業者と本契約を締結しております。議会の方に議決書の方求めまして、交付の方18日のところでしてもらっているところがございます。その後、10月19日のところで、会計検査が今年あたっておりますので、その事前の提出のための調書の作成というのが依頼がございまして、そのなかで諸々の今回GIGAスクールの方会検対象になっておりましたので、書類の整理をしてるところで初めて金額の間違ひの方が、そこで確認しまして、そのことをもって総務課の方に連絡し、金額の誤りがあったということをお伝えしております。総務課から県の市町村課の方へ、今回提出、すでに可決された議案についての取り扱いについて協議を総務課の方からしてもらっております。合わせて、落札された業者さんの方にも連絡をしております。今回は一方的にうちの方の不備でございますが、契約についてですね、今回のことを伝えて、一旦停止の方をさせてもらっているところがございます。その翌日10月20日のところで、総務課より県から回答があったということで、連絡がありましたので、総務課の方に行きまして、今回の議案の取扱いについて協議し、それをもって議会事務局の方へも連絡して、今回の対応について協議いたしました。結果につきましては、既に9月の17日のところで議案として可決されておりますので、これについては訂正ということもできません。議会の開会中であれば取り下げであったりとか、再提出ということもできますが、すでに議案として可決されておりますので、これについては、そのままの取扱いということで、今回そういう結果になりました。今後の対応につきましては、本日ですが、教育委員会の方にて今回の件について説明、謝罪等させてもらい、改めて11月10日に予定されております議会臨時会の方に提出の方させていただければと思っております。11月4日のところで、総務教民の常任委員会がございまして、そちら

のところで事前に次第と経緯の方説明をさせてもらって、改めて議題として提出する予定としております。それから、11月10日の臨時会のところで議案として提出の予定でおります。そもそも原因につきましては、総務課から議案として作成されてきたものとは言いながら事前に確認が怠っていたということが一番の原因ではなかろうかと思えます。これにつきましては大変ご迷惑をおかけしました。経過については簡単ですが以上でございます。

土居教育長：

経過の説明がありましたけども、これについてご質問ご意見ございますでしょうか。

森岡委員：

経過についてはよくわかりました。ただ仮契約をして、議決されたその時点で本契約になりますよね。その場合金額違うんで、今んところは停止ということをお伝えとるけど、その部分のやり取りには書類のやり取りはないのですか。

高瀬学校教育課長：

業者の方については特にそこでの書類等のやり取り等は発生しておりません。あくまでもこの契約することについて議決を求めるということで議会に提出しておりますので、そこでの契約が不履行になるとかいうことはございません。ただ、発注業務等ですね他の2件、この時に財産取得で出しておりますので、それについてはもうすでにそのまま2件については執行している状態ですので、これだけ止めるということとはなかなか、本来のところというところではあるんですが、業者さんの方にはこちらの不備であったということでお伝えさせてもらってですね、正式な契約日時が11月の10日という議会の議決をもって本契約ということになりますのでそれまでのところで少し猶予といたしましょうかお願いしてるところでございます。

森岡委員：

ちょっと手続きを教えてください。これ議決してますよね、これ議決して議事録に載って、そのまんま基本的には公開される。それが違った。11月の10日の臨時議会で再度提案される場合には、前の議決してもらったものが、それを議決を取りやめる議案書を提出するんですか。

高瀬学校教育課長：

今おっしゃったようにですね、例えばこれ条例とかということであれば、すでに議決がされておりますので、条例については廃止ということにして、改めて条例としては提出するということが可能なんですけど、財産処分についてはそういった手

続き上のことがないそうでして、9月の議会に提出しました財産取得の条例についてはそのままの状態、ほっといた状態で、新たに11月の臨時会のところを出した議案をもっての可決というようなことで、それからスタートというふうなことになるそうです。

土居教育長：

お金が実際に動いてないところが幸いだった。

森岡委員：

この場合は、前の議決したものはそのまま生きるわけなんだね。取り消しができない。

高瀬学校教育課長：

続きまして議案第52号財産の取得についてでございます。一枚はぐっていただきますと財産の取得についてそこへ明記させてもらっております。取得物件といたしましてはGIGAスクールの備品ということで、数量は1式でございます。取得金額につきましては21,214,600円となっております。取得のあて先は有限会社山崎教具店でございます。これについては以上でございます。

土居教育長：

これについてご質問ありますでしょうか。

教育委員：

なし

土居教育長：

よろしいでしょうか。それでは議案第52号財産の取得についてはご承認いただけますか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第53号 区域外就学について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第53号区域外就学についてでございます。区域外就学の申請書を付けてお

ります。

以下、個人情報により省略

土居教育長：

県外からですので、区域外就学の申請が出てきましたので、これについて審議をお願いいたします。これについてご質問ございますでしょうか。

服部委員：

もう、矢上小学校通ってらっしゃるんですね。

土居教育長：

はい。福岡市の教育委員会と協議をすることになっています。

それでは議案第53号区域外就学についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

次回の教育委員会日程について

11月27日（金）15時00分から

日程第7 閉会宣言

以上で、第11回を終了します。

(～10:41)